

「歩きタバコをなくそう！新宿フォーラム」が 「宣言」を区長に提出

区民・事業者等が参加して、6回にわたって行われた「歩きタバコをなくそう！新宿フォーラム」の宣言がまとまり、今日 22 日フォーラムの座長・副座長から中山弘子区長に「宣言」を提出した。

6 月 29 日に始まった「歩きタバコをなくそう！新宿フォーラム」は、早稲田大学の学生による公開討論会や千代田・中央・港・渋谷区の担当者の話を聞く機会なども設けて、ほぼ月 1 回のペースで開催した。区民はもちろん来街者、在勤者、事業者など、多い時で 100 人を超える様々な立場の参加者が歩きタバコについての意見や、歩きタバコをなくすための提案など熱い議論を行い、12 月 14 日の第 6 回で「みんなで創る新宿の『宣言』」がまとまった。

今日区長に提出した「宣言」の前文では「今後はフォーラム参加者をはじめ行政、区民、企業、団体、商店会、来街者など社会の構成員が、この「宣言」に沿って相互に協力・連携しながら、新宿の歩きタバコ（路上喫煙）をなくすために行動することを求める」とある。

また宣言主文では、①新宿区において「歩きタバコ」（路上喫煙）を禁止する、②分煙を徹底する、③協働で継続的に PR・キャンペーン等を実施する、④新宿区にとどまらず広域的取り組みを展開する、と新宿区の考え方や今後の具体的取り組みに向けての目標などが明記されている。その他、①新宿区②タバコ製造・販売者③鉄道事業者④地域の企業・大学等⑤地域の商店街・集客施設⑥地域住民⑦警察⑧東京都の各主体の役割分担について明確にしている。区の役割として、キャンペーンやパトロールの実施、登録制の指導員制度の運営などを、地域の企

業・大学等の役割として、従業員に対する喫煙モラルの徹底・喫煙ガイドラインの設定・社員研修の実施などを求めている。区民のみならず、いわゆる企業市民の責任に重きをおいているところは新宿区の特性をあらわしている。

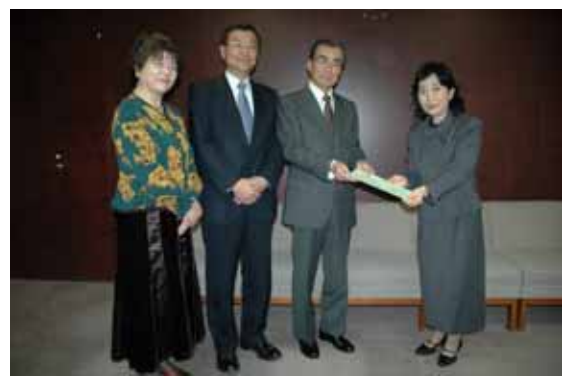
今回の「宣言」は、行政が一方的に作成したものではなく、不特定多数が参加できるフォーラムを立ち上げ、自由な意見交換を繰り返すとともに、毎回すべての情報を公開するなかで出来上がったものである。

芳賀恒之座長から宣言を受け取った中山区長は「皆さんが力を尽くしてくれたこの結果を心から受け止め、区としてできることを力一杯やっていきたい」と話した。

区では今後この「宣言」を受けて、区民・事業者などと協働で歩きタバコ撲滅に向けて行動していく。



『宣言』が座長から区長に手渡された



左から御所窪副座長、落合副座長、芳賀座長、中山区長

「宣言」本文は次ページにあります。

問い合わせ：環境保全課環境推進係 5273-3763

「歩きタバコをなくそう！新宿フォーラム」の『宣言』

一日の乗降客 350 万人という巨大ターミナルをかかえる日本一の繁華街新宿。混雑した道路上での「歩きタバコ」（路上喫煙）は、受動喫煙による健康被害、タバコの火によるヤケドや服の焼け焦げなどを引き起こす、極めて危険な行為であるとともに、ポイ捨ての原因にもなっている。

「歩きタバコをなくそう！新宿フォーラム」は、こうした現状を踏まえ、参加者の意見や提案を集めて具体的な実践活動へ発展させることを目的に、6 月 29 日から 6 回にわたって意見交換を行ってきた。

様々な立場の人々が自由に意見を述べる場としてのフォーラムは、多数決で意思統一をするといった性格の会議ではない。しかし、歩きタバコ問題の解決に向けて一歩でも前進したいという参加者の熱意を具現化するためにも、フォーラムでの様々な議論を踏まえ、ここに「宣言」としてまとめ、発表する。今後はフォーラム参加者をはじめ行政、区民、企業、団体、商店会、来街者など社会の構成員が、この「宣言」に沿って相互に協力・連携しながら、新宿の歩きタバコ（路上喫煙）をなくすために行動することを求める。

平成16年12月22日

「歩きタバコをなくそう！新宿フォーラム」

座長：芳賀恒之 副座長：落合千秋、御所窪和子

「歩きタバコをなくそう！新宿フォーラム」の経過

第1回	6月29日（火）	100名参加	新宿の地域特性と分煙のあり方
第2回	7月15日（木）	93名参加	早大法学部首藤ゼミによる公開討論 「ルールかマナーか」を導入に
第3回	9月 7日（火）	114名参加	千代田区、中央区、港区、渋谷区の 各区担当者の話を聞いて
第4回	10月19日（火）	62名参加	みなさんから出されたアイデア・提案 を基に
第5回	11月11日（木）	64名参加	行政、事業所、商店街等の役割分担
第6回	12月14日（火）	86名参加	みんなで創る新宿の「宣言」

宣言主文

◆ 新宿区において「歩きタバコ」（路上喫煙）を禁止する

- ・道路は喫煙所ではない。雑踏での歩きタバコは、今日では犯罪行為に等しい。喫煙者はマナーを守り、歩きタバコをしてはならない。
- ・歩きタバコをなくすことは、本来は喫煙者のマナーの問題だが、残念ながら現状ではルール化する必要がある。
- ・罰則導入には賛否両論があったが、禁止の指導に従わない者に対しては何らかのペナルティが必要だとの意見が多かった。条例制定時には商店会等の意向も踏まえ、さらに検討することを要請する。

◆ 分煙を徹底する

- ・企業、店舗、学校、集客施設、鉄道事業者等は、従業員や利用者が、施設内を禁煙としたため路上で喫煙をすることがないように、最小限の喫煙スペースを施設内に設置するなど、分煙を徹底する。
- ・企業、店舗、学校等は、従業員や学生に対し、路上喫煙を未然に防止するため、研修等の啓発活動を行う。
- ・路上での受動喫煙による被害を防止するため、区は必要に応じて最小限の喫煙スペースを設置し、分煙を徹底する。

◆ 協働で継続的にPR・キャンペーン等を実施する

- ・区は区民の先頭に立って、駅頭などで歩きタバコ禁止を呼びかけるとともに、路上喫煙者に対して個別指導のパトロールを行うなど、実効性のある対応により歩きタバコを防止する。
- ・地元商店会、区内の企業、各種団体、区民有志並びに来街者有志等で「仮称：歩きタバコをなくそう協議会」を組織し、区とともに「歩きタバコ」禁止の活動を行う。

◆ 新宿区にとどまらぬ広域的取り組みを展開する

- ・大都市において歩きタバコをなくすことは、新宿区だけの取り組みでは解決が難しい。周辺区はもとより、東京都、首都圏、国に至る広域的な取り組みの必要性を新宿区から発信する。

各主体ごとの役割分担

1 新宿区

歩きタバコ対策の中核を担うとともに、協働のための調整役として以下の役割を担うことを求める。

- ・キャンペーンやパトロールを実施する。
- ・企業・大学等の研修等支援のための素材提供や講師派遣を行う。
- ・各種広報活動のための素材の提供や広報媒体の提供を行う。
- ・協議会事務局として活動するとともに、登録制の指導員制度を運営する。
- ・他の自治体等への呼びかけを行い、広域的対策を推進する。

2 タバコ製造・販売者

タバコ製造者及び販売者（コンビニ、駅売店を含む）は、歩きタバコ対策に対し積極的な対応の義務があるので、以下の役割を担うことを求める。

- ・タバコのパッケージに「歩きタバコ（路上喫煙）を止めましょう」のメッセージを印刷する。
- ・喫煙所の設置及び管理（相応の経済的負担含む）。
- ・販売店や自販機の取出し口に「歩きタバコ（路上喫煙）を止めましょう」のステッカーやポスターを貼る。
- ・タバコ販売業者のキャンペーン等への参加。

3 鉄道事業者

鉄道事業者は、駅売店でタバコの販売を行っている実態もふまえ、現在の各社の対策に甘んじることなく、以下の役割を担うことを求める。

- ・構内放送、車内放送によるPRを行うとともに、改札口を出たところにポスターを掲示する。
- ・駅を出てすぐの歩きタバコを防止するため、喫煙スペースを確保し分煙を徹底する（有料喫煙所などの案もあり）。

4 地域の企業・大学等

企業（大学等を含む）は企業市民として、新宿区における社会的責任（CSR）を果たすため、以下の役割を担うことを求める。

- ・従業員に対する喫煙モラルの徹底、喫煙ガイドラインの設定や、社員研修を実施する。
- ・従業員による清掃ボランティアへの参加や歩きタバコ防止キャンペーンへの参加（自ら清掃すればボイ捨てしなくなる）。こうした活動を企業の社会活動として積極的にアピールする（清掃ボランティアの際に企業名ゼッケンを着けるなど）。
- ・喫煙者のいる事業所は企業内喫煙所を設けて社内分煙に努め、喫煙者が路上で喫煙しないようにする。

5 地域の商店街・集客施設

新宿で買い物や娯楽を楽しむ来街者に対し、商店街や集客施設等は以下の役割を担うことを求める。

- ・商店会等を通じ、啓発ポスターや統一的ステッカーを商業施設等に貼付する。
- ・アルタビジョンや街頭放送などで「歩きタバコ防止」のためのメッセージを流す。
- ・デパート・映画館など集客が多い場所で重点的にポスター掲示や館内放送を行うとともに、喫煙スペースを確保し分煙を徹底する。また、飲食店等においても分煙を徹底する。

6 地域住民

自分たちのまちから歩きタバコをなくすため、以下の役割を担うことを求める。

- ・区民及び来街者参加型の清掃活動等を継続して実施し、歩きタバコ禁止を呼びかける。
- ・自転車のかごに歩きタバコが危険だと書いたステッカーをつけるなど、地域ごとのPRを行う。
- ・出張所ごとの課題別地域会議で歩きタバコ対策を話し合う。

7 警察

歩きタバコ対策に伴う事故防止のため、以下の役割を担うことを求める。

- ・歩きタバコに対する街頭での指導活動をバックアップするとともに、危険防止の支援要請に速やかに対応する。

8 東京都

新宿区に都庁を有する東京都は、歩きタバコ問題を広域的都市問題と捉え、以下の役割を担うことを求める。

- ・西新宿最大の事業所として、地域の企業等と同様、職員の啓発活動等を行う。
- ・区市町村の総合的取り組みに対し、都も一体となって積極的に支援する。
- ・首都圏での運動の展開に向けた支援を行う。

「歩きタバコをなくそう！新宿フォーラム」の報告（各回の配布資料、会議録概要、アンケート集計結果等）をホームページに掲載しています。

新宿区のホームページ <http://www.city.shinjuku.tokyo.jp> から「環境保全課」→「歩きタバコをなくそう！新宿フォーラム」のページをご覧ください。

問合せ

新宿区 環境土木部 環境保全課 環境推進係（本庁舎7階） 電話 5273-3763